

## パナソニック松愛会 登録商標使用規程

### 1.目的

松愛会は松愛会本部・支部ホームページ(以下松愛会 HP)および本部会報で使用する登録商標について、松愛会共通のガイドラインを作成し、組織全体として適切な運用を図ることを目的とする。

### 2.適用範囲

松愛会 HP および会報の作成に係わる組織(委員会などを含む)。

### 3.登録商標利用目的と掲載時留意事項

松愛会 HP および会報に掲載する際や、各種団体と契約時に登録商標に関わると想定される用語については、関係機関と調整の上で松愛会本部・松愛会支部・同好会やクラブなどの連絡や紹介などに使用する場合、法的に抵触しないよう充分配慮する。

・松愛会 HP および会報に掲載する際、注意すべき登録商標の事例

- ① 「パナソニック」→松愛会の「冠」としては使えるが地方自治体や各種法人との協業団体結成の場合「パナソニック」と名称に付ける際、パナソニックホールディング(株)広報部の書面による使用承認取得が必要
- ② 「QRコード」は(株)デンソーウエーブの登録商標である。「特許権は行使しない」としているが「商標権は開放していない」ため、「QRコード」の名称を使う場合「QRコードは(株)デンソーウエーブの登録商標です」とのコメント明記が必要

### 4.使用した登録商標の管理とトラブル時対応

松愛会 HP に掲載した結果、本部委員会(本部三役会・本部役員会含む)や会員・外部団体などから修正・削除判断が出た場合は、当該支部 HP 責任者が対応し速やかに処置する。会報の修正・削除が必要な場合は、次号にて修正版を掲載する。